

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2014年度
第9号

2014年11月10日
文責 馬場 隆

確定交渉第1回 (11/4) 続報: 県教委提案・回答の具体的内容

若年層の今年度給与は若干アップするが
来年度は大多数の職員が現行より賃下げ

今年度分の月例給については、人事院や人事委員会の勧告どおり、平均 0.23 % の引き上げとなっていますが、下の表に示しているように、年齢の高い教職員には増額はありませぬ。一方で、来年度の給与については、平均 2 % の賃下げとなります。現在の賃金と比べても減額になる教職員が圧倒的多数です。具体的には、教諭で見れば 50 代では 1 万円前後(最高 1 万 2900 円)の減額、30 歳でも現在の賃金より減額になります。生涯賃金で考えれば莫大な損失になります。

そもそも、なぜ民間賃金との較差も出て
いないのに賃下げすることになるのか

重大な問題は、これまでの給与改定の原則は、その年の 4 月の民間給与を調査して、それとの比較の結果、県職員の給与が高ければ減額し、低ければ増額するという形で行われてきました。今年度給与分はその原則に従って、増額されます。来年度の給与は来年度の民間給与と比較し

て較差があれば増減するというのが「民間準拠」を理由にした従来のやりかたです。現時点で来年度の給与水準を下げるとするのは、従来の「民間準拠」の考え方から逸脱しています。

3年間の現給保障はあるが…

来年度以降の賃下げについては、これも人事院と人事委員会の勧告どおり、今年度末の給与額を 3 年間保障(現給保障)することになっています。しかし、高い号給ほど減額が大きいわけですから、大幅なベアがなければ 3 年後に賃下げになる人が確実に出ます。教諭で見れば、最高号給の金額が、現在の 42 万 4800 円から 41 万 3900 円に下がっていますので、最高号給に達している人は 1 万円以上の減額になります。

また、重要なことは、退職手当は退職時の賃金が基準になって計算されますから、退職手当の減額にもつながるといふことです。この点についても交渉することになっていますが、県教委は、国に準じて見直すとしています。そうすると、校長は増額になるが、教諭は減額になることが予想されており、役職による退職金の格差が大きくなることとなります。

◆県教委提案による月例給(基本給)の増減

教育職 1 級 (実習教員・講師等)			教育職 2 級 (教諭・養護教諭等)		
号給	2014 度 (13 年度比)	2015 年度 (14 年度比)	号給	2014 度 (13 年度比)	2015 年度 (14 年度比)
1 号 ～ 40 号	2000 ～ 2200 円増	増減なし	1 号 ～ 20 号	2100 ～ 2300 円増	増減なし
41 号 ～ 125 号	1000 ～ 2000 円増	200 ～ 6400 円減	21 号 ～ 39 号	1800 ～ 2100 円増	200 ～ 4700 円減
126 号 ～ 145 号	100 ～ 900 円増	6400 ～ 6500 円減	40 号 ～ 123 号	200 ～ 1800 円増	5200 ～ 9900 円減
146 号 ～ 153 号	増減なし	6500 円減	124 号 ～ 137 号	増減なし	10000 ～ 12900 円減
再任用	増減なし	2300 円減	再任用	増減なし	5500 円減

※申し訳ありませんが、紙面の都合で教育職だけになっています。

※裏面もお読み下さい

55歳を超える職員の昇給停止を再度提案

県教委は、昨年度の確定交渉で今年度からの実施を見送った55歳を超える職員の昇給停止について、来年度から実施したいとして、再度提案してきました。現行では、最高号給(教諭の場合は137号給)に達するまでは、55歳を超えても毎年2号給昇給します。55歳までは4号昇給ですから、現行でも55歳以上の賃金抑制になっていますが、それを昇給なしにしようというもので、ここ数年来の高年齢層の賃金抑制をさらに強化するものです。

特別支援学校の教育職の調整額削減と 引き替えに部活動指導手当等を増?

県教委は「教育職員の給料の調整額及び教員特殊業務手当等については、…国や他の都道府県の動向等を踏まえ検討」としていますが、これは文科省が「メリハリのある教員給与」という言い方で財源措置しているもので、教職員の要求の強い部活動指導手当等を増額するのと引き替えに、特別支援学校の教職員の調整額を2割削減するもので、すでに、佐賀県などいくつかの県で提案されたり強行されたりしています。同じ教職員の賃金を削減してできた財源で、部活動手当の増額を行うなどという、賃金改善とよべないやり方を認めることはできません。

高教組は、11月19日まで予定されている確定交渉で、県教委の改悪提案を押し戻し、教職員の労働条件改善を実現するために全力を尽くします。県教委交渉に教職員の皆さんの声を反映するために、県教委の提案や回答に対するご意見をお寄せ下さい。

(下の意見欄に意見を記入して、分会長にわたしてください。)

◆県教委の提案・回答に対する意見

県財政の収支改善のための人件費の見直しや人事評価の給与等への反映を示唆

県教委は、県財政が「危機的な状況」にあり、「職員の人件費についても見直しは不可避の状況」と述べ、「今後、県全体の収支改善対策等を踏まえたうえで、人件費にかかる具体的な収支改善対策について協議させていただきたい」としています。新幹線や諫早湾干拓、石木ダムなどの大型公共事業に固執しながら、県財政悪化のツケを職員に負担させることは許せません。

また、「人事評価の結果を人材育成、任用及び給与等の人事管理に活用することについて」協議を進めたいと考えていることを明らかにしています。人事評価によって教職員の給与に差をつける制度を導入しようとする動きに警戒しなければなりません。

教職員の超勤は「高止まり」 と認識しながら新たな改善策はなし

ここ数年、確定交渉でも毎年大きな課題として交渉してきている教職員の超勤削減の問題について、教育長も「(超勤の状況は)高止まりだ」という感じがある」としながらも、超勤削減のための対策としては、「『プラス1』推進運動の取組などにより、校務負担軽減・労働時間短縮の実効性を一層高めてまいりたい」となどと、これまでと同様の回答にとどまっています。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ